

## その他添付書類について

提出形式： 事前協議書及び添付書類とも、データ(エクセル形式はPDFにしない)及び紙ベースの両方で御提出ください。  
(図面等もデータで県へ送るため、データ形式でもご提出ください。)

### 《建設費補助》

- ① 建物平面図・立面図・配置図・位置図(併設サービスがある場合は、平面図の対象施設部分に色をかけるなど分かるようにしてください)
- ② 工程表
- ③ 運営開始後の収支予算(見込)書(開設年度を含めた3年分)
- ④ 工事費等見積書
- ⑤ 施設整備(別紙1～6)
- ⑥ 介護保険事業者指定に関する内定通知書(内定通知が無い場合は、誓約書) →県へ送付しないためデータは不要
- ⑦ 指定申請等に関する誓約書 →県へ送付しないためデータは不要

※地域密着型サービスは、介護保険法により「川崎市介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会」への意見照会が義務付けられているため、「内定申請」、「指定申請」の2段階の申請が必要となります。それぞれの申請の受付は完全予約制です。本市ホームページから予約申込期限及び申請受付日等を確認いただいて、必ず手続きをお願いします。